

# 後期高齢者医療制度について

## 令和6年度後期高齢者医療保険のお知らせ



詳しくは町住民生活課におたずねください

### 令和6年度の保険料について

後期高齢者医療保険1人あたりの保険料は、皆さんが均等に負担する「均等割額」と個人の所得に応じる「所得割額」の合計で算出しています。上限額は80万円です。

#### ▼均等割額

年額5万8000円

#### ▼所得割額

総所得金額等（基礎控除後）×  
10・98%

#### ■保険料の軽減について

所得が低い人は、保険料の均等割額が軽減されます。均等割額の軽減については、世帯（被保険者全員と世帯主）の総所得金額等の合計額で判定します。

#### ▼均等割額の軽減割合と対象世帯

##### ●7割軽減

43万円＋（10万円×「給与・年金所得者の数から1を減じた数」）以下となる世帯

##### ●5割軽減

43万円＋「29万5000円×世帯の被保険者数」＋（10万円×「給与・年金所得者の数から1を減じた数」）以下となる世帯

##### ●2割軽減

43万円＋「54万5000円×世帯の被保険者数」＋（10万円×「給与・年金所得者の数から1を減じた数」）以下となる世帯

※「給与・年金所得者の数」とは給与収入が55万円超または年金収入が125万円超（65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の合計人数

●被扶養者軽減（被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減）

制度加入の月から2年間は均等割額が5割軽減されます。（所得割額はかかりません）

#### ■仮徴収額決定通知書をご確認を

4月から令和6年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。

仮徴収とは、本年度の保険料額が決定する7月より前に、仮の金額として年金から徴収するものです。前回徴収した保険料額を基準として、4・6・8月の年金から仮徴収します。

対象者には「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付します。仮徴収保険料額などが記載されています。ご確認ください。

■あんま・はり・きゅう治療券  
町では、後期高齢者医療被保険者を対象に、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に利用できる治療券（1人あたり1000円の5枚）を発行しています。治療券は、町と協定を結んでいる施術院で使用できます。必要なのは、「後期高齢者医療被保険者証」を準備し、町住民生活課で申請してください。

▼申請期限  
令和7年3月31日（月）

■医療機関の適正な受診などについて  
医療機関を受診するときは次のことに気をつけましょう。

▼重複受診をやめましょう  
重複受診とは、同じ病気で同時期に複数の医療機関にかかることです。受診のたびに初診料が必要で、医療費が高額になり、検査や投薬を繰り返す

ため体に負担もかかります。  
▼時間内に受診しましょう  
休日や夜間などの診療時間外の受診は、医療費が高く設定されています。また、緊急患者への対応が遅れてしまうことにもつながります。できるだけ時間内に受診しましょう。

▼かかりつけ医を持ちましょう  
かかりつけ医とは、あなたの健康状態などを把握して、健康管理全般のアドバイスをする医師のことです。かかりつけ医を持てば、いざというときも安心です。

▼ジェネリック医薬品を利用しましょう  
ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているので、安全性も効果も立証されています。  
ただし、すべての新薬に対しジェネリック医薬品があるわけではなく、症状によっては適さない場合もあります。

▼お薬手帳を活用しましょう  
お薬手帳は使っている薬などを記録しておくもので、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐことができます。病院や薬局に行くときは必ず持っていくようにしましょう。

#### ▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113



# くらしの情報

LOCAL NEWS &  
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

## お知らせ

### 甲佐町中心市街地活性化プロジェクトメンバー募集

町では、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化プロジェクト会議を開催します。

プロジェクトメンバーの募集を左記のとおり行いますので、参加を希望される人は、町地域振興課までお問い合わせください。

#### ▼要件

・中心市街地で店舗を運営されている人、または中心市街地活性化に興味のある甲佐町在住の人

#### ▼募集期間

4月4日(木)～4月18日(木)

#### ▼開催回数

9回程度(5月～12月)

#### ▼時間帯

平日の2時間程度

## お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場  
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター  
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会  
(町生涯学習センター)  
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター  
096-234-0755
- ❖ 町民センター  
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家  
(社)甲佐町社会福祉協議会  
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合  
(クリーンセンター)  
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署  
096-282-1955
- ❖ 御船警察署  
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合  
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局  
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所  
096-282-0016
- ❖ 県庁  
096-383-1111 (代表)

※募集人数は十数名程度。応募者多数の場合は事務局にて選任させていただきます。

#### ▼お問い合わせ先 町地域振興課

☎096・234・1154

#### 4月29日は緑川の日「斉清掃」 にご参加ください

#### ▼毎年4月29日は「緑川の日」

九州山地に源を発し、甲佐町の中心部を流れる緑川は、歴史と文化に彩られた誇るべきふるさとと川です。本年度も「緑川の日「斉清掃」で、緑川の清流を取り戻し、未来の子どもたちへと引き継いでいけるよう、流域すべての人々が共に美化活動を行い、活動を通じて自然との触れ合いを楽しみましょう。

#### ▼開催日時

4月29日(月)  
午前8時～午前9時

#### ▼清掃場所

当日は、全18か所でごみ袋と軍手を配布し清掃活動を実施します。参加される人は、お近くの清掃場所での参加をお願いします。

清掃場所・ごみ集積場所の詳細は↓



#### ▼お問い合わせ先 町環境衛生課

☎096・234・1169

#### 建物を新築・増築するとき建築 確認手続きが必要になります

法律の改正により、令和7年4月から、すべての建物について省エネ基準を満たすことが必要となり、次の木造建築については、建築確認手続きが町内全ての区域において必要となりました。

▼木造2階建て、または200㎡を

#### 超える木造平屋建て

※非木造建築は改正前から同様の取り扱いとなっています。

詳しくはQRコード↓



または国土交通省ホームページをご覧ください。

#### ▼お問い合わせ先 熊本県土木部建築住宅局建築課

☎096・333・2534

#### 仕事に関するいろいろな 相談を受けています

ジョブカフェ・上益城ブランチャは、仕事に関するいろいろな相談を受け付けています。利用料無料、予約制になります。

#### ▼対象者

・再就職を希望する人  
・就職氷河期世代の人

・若年者の人（学生含む）  
※求職活動証明書の発行ができません。

▼日時

平日午前10時～17時

（土日祝日、年末年始は休み）

▼場所

上益城地域振興局2階

（御船町辺田見396・1）

▼お問い合わせ先

ジヨブカフェ・上益城ランチ

（熊本県地域無料就労相談窓口）

☎096・282・1013

児童扶養手当の額について

令和6年4月から児童扶養手当の額が変更になりました。

▼児童扶養手当とは

父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に役立てるとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

▼令和6年度の手当額（月額）

●対象児童が1人のとき

全部支給される場合

4万5500円

一部支給される場合

4万5490円～1万0740円

●対象児童が2人のとき（加算額）

全部支給される場合

1万0750円

一部支給される場合

1万0740円～5380円

●対象児童が3人以上のとき（3人目以降の児童1人あたりの加算額）

全部支給される場合

6450円

一部支給される場合

6440円～3230円

※児童扶養手当は所得による支給制限があります。

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

戸建て木造住宅の耐震改修を支援しています

町では、皆さんが安心して住み続けられる住まいを確保するため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などの費用の一部を補助しています。

▼対象となる住宅

次に掲げる要件を全て満たすもの  
・現に住宅所有者の居住の用に供されているもの

・階数が3階以下の木造住宅（併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のもの）

・昭和56年5月31日以前に着工したもの、または平成28年熊本地震に

より被災した住宅であることが確認できるもの

・建築基準法に違反しないもの

・過去に同一事業の補助を受けていないもの

・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

▼対象者

住宅の所有者で、税金などの滞納がない者

▼補助内容

①耐震診断費補助

補助対象経費の3分の2以内

（補助限度額8万6000円）

②耐震改修設計・耐震改修工事一括

補助対象経費の80%以内

（補助限度額100万円）

③建替え設計・建替え工事一括

補助対象経費の80%以内

（補助限度額100万円）

▼申し込み期限

11月29日（金）

※土・日曜日および祝日を除く。

※予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合があります。

※本補助事業を申請する場合は、町建設課への事前相談が必要です。

▼申し込み・お問い合わせ先

町建設課

☎096・234・11183

（内線168）

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	2月	年累計
人身事故	0	0
物損事故	11	26
盗難など	0	0

2月29日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	0
原野	12	+2
その他	12	0
合計件数	27	+2

3月15日現在

tax

町税などの滞納処分（2月分）

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	3件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	195,179円

### ミツバチに対する農薬 危害防止について

ミツバチは、果樹類やいちご、メロン、すいか等の園芸作物の花粉交配に不可欠で、農業生産において重要な役割を担っています。

これからカンキツ類の開花が始まり、ミツバチが蜜や花粉を求めて訪花する時期になります。農薬を散布するときは、次の3点に留意し、ミツバチに危害を与えないよう十分注意しましょう。

①ミツバチに影響のある農薬かどうかラベルで確認し、使用上の注意事項に従い適正に使用する。

②近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画などの情報を事前に交換する。  
③防除するときは、ほ場周辺を十分確認し、散布した農薬がミツバチにからないように注意する。

#### ▼お問い合わせ先

熊本県農林水産部農業技術課

☎096・333・2381

熊本県農林水産部畜産課

☎096・333・2401

### サツマイモ基腐病の まん延防止について

サツマイモ基腐病は、平成30年度に国内で初めて確認され、令和2年

10月には熊本県内においても発生が確認されています。

この病気にサツマイモが感染すると、地表部から茎の変色や、いもの腐敗などが起き、ひどい場合、株が枯死します。

これから定植時期を迎えます。この病気を防ぐため、健全な種いも・苗の使用、畑や苗床の土壌及び種いも・苗の消毒、植え付け前の排水対策等を徹底しましょう。

万が一発生した場合は、病気が広がる前に発病した株をほ場の外に出し、発生箇所に登録薬剤を散布しましょう。

#### ▼お問い合わせ先

県病害虫防除所

☎096・248・6490

### ペットも守ろう！ 災害対策！

災害時にペットを守ることができるのは飼い主だけです。そのためには災害が起きてからではなく、日頃からの備えが大切です。

少なくとも5日分以上のフードや水を備蓄し、ノミ・ダニの駆除やリードの準備、ケージに入る等のしつけをしておきましょう。

マイクロチップや迷子札を装着しておく、迷子になった時に飼い主

のもとに戻る確率が高まるため、必ず装着しましょう。

#### ▼お問い合わせ先

御船保健所

☎096・282・0016

### ロード・クリーン ボランティア協定団体の募集

熊本県では、県が管理する道路における清掃や除草、植栽などのボランティア活動への支援を目的として、「ロード・クリーン・ボランティア事業」を実施しています。

個人や団体を問わず、誰でも申し込みが可能で、ゴミ袋や軍手などの

支給、清掃用具の貸し出し、保険の加入補助などの支援を行っています。皆様のご参加をお待ちしています。

#### ▼お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

### くらし安全

### 「ゆっぴー安心メール」に 登録しよう！

▼「ゆっぴー安心メール」は、子ども・女性・高齢者などの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内で

#### こうさの話題

### 県道御船甲佐線などの早期整備を 「小川御船間道路整備促進期成会」が県に要望



▲宮島熊本県道路都市局長（右）へ要望書を手渡す小川御船間道路整備促進期成会の甲斐高士会長（甲佐町長）

2月1日（木）県庁で、小川御船間道路整備促進期成会（甲斐高士会長）が道路整備に関する要望活動を行いました。宇城市から御船町をつなぐ同区間は、通勤通学や物流において重要な路線ながら未整備区間も多いため、甲斐会長から宮島哲哉県道路都市局長に要望書が手渡されました。同会では、県道御船甲佐線の田口橋歩道橋の整備などを要望しています。

発生した犯罪や不審者などの情報を警察から登録者の携帯電話やパソコンにメールで配信するものです。

※詳細は熊本県警察の公式ホームページをご覧ください↓



▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

(御船警察署内)

☎096・282・1110

電力契約の訪問販売トラブルの相談は消費生活センターへ

訪問してきた電力事業者が、「電気が安くなる」等といつて検針票を見せるように迫ったり、「マンション全体で契約先の電力会社が当社に変更になる」と事実と異なる説明をしたりして、契約を迫るという相談が寄せられています。

一人暮らしなどで転居し、新生活が始まるこの時期にも十分注意が必要です。

電力契約の訪問販売に関するトラブルでお困りの場合は、局番なしの「188」におかけください。お近くの消費生活センター等に繋がります。

児童手当は忘れずに申請してください

児童手当は、中学校卒業(15歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童を養育している人に支給されます。

児童手当は原則として、申請した月の翌月からの支給となりますが、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請月が翌月になっても、異動日の次の日から数えて15日以内であれば申請をした月分から支給します。申請が遅れると、原則として遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼支給月額

- 0～3歳未満 1万5000円
- 3歳～小学校終了前の第1子、第2子 1万0000円
- 3歳～小学校終了前の第3子以降 1万5000円
- 中学生 1万0000円

※第1子の考え方は、18歳になった最初の3月31日までの子を基に算定します。

▼所得制限限度額・所得上限限度額

所得制限及び所得上限限度額表

児童を養育している人の所得が右の表の(1)以上(2)未満の場合、支給対象児童1人につき月額5000円を支給します。

なお、児童を養育している人の所得が(2)以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。

※児童手当・特例給付が支給されなくなったあとに所得が(2)を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

扶養親族等の数	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

▼支給の時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

▼申請に必要なもの

- ・受給者及び対象児童の健康保険証
- ・受給者名義の預金通帳(受給者以外の口座へ振り込むことはできません)
- ・受給者および配偶者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ・窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)

※このほかに、住民票や申立書、所得証明書など、申請に必要な書類がある場合があります。

【お問い合わせ先】

町福祉課 ☎096 - 234 - 1114